

○八王子市義務教育就学児医療費助成条例

平成19年3月28日

条例第23号

改正 平成20年12月5日条例第38号 平成21年6月24日条例第25号

平成24年3月1日条例第2号 平成24年6月14日条例第30号

平成26年3月27日条例第10号 平成26年9月12日条例第25号

平成27年12月15日条例第55号 平成29年2月24日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童に対し、医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上を図り、もって子育ての支援に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人又はこれに準ずる者で、児童を現に監護し、かつ、当該生計を主として維持しているものをいう。
- (3) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。
- (2) その他市長が別に定める要件を備えていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (2) 市規則で定める施設に入所している者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

第4条 削除

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、市長に申請し、市規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者の保護者が、医療証を提示して、対象者に係る診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、医療証の交付を受けた対象者の保護者に支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(助成の範囲)

第7条 市長は、児童の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から次表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める保護者負担額（以下「保護者負担額」という。）を控除した額を助成する。

区分	保護者負担額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円

通院（施術を含む。）に係る医療費	通院1回につき、200円。ただし、当該医療費の対象者負担額が200円に満たない場合には、その満たない額とする。
------------------	---

2 この条例による医療費の助成は、社会保険各法以外の法令による給付又は医療費の助成が行われるときは、その給付又は助成の限度において行わない。

（保護者負担額の支払方法）

第8条 第6条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者の保護者は、保護者負担額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を病院又は診療所に支払うものとする。

（届出義務）

第9条 対象者の保護者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 対象者の保護者は、現況について、市規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 対象者の保護者は、対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該対象者が当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、市規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、当該助成事由について、対象者の保護者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡等の禁止）

第10条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第11条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、市規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、市規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成金の返還等）

第12条 偽りその他不正の手段によって、この条例による助成を受けた者があるときは、

市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 対象者が前条第1項の規定による損害賠償の請求権の譲渡又は同条第2項の規定による通知をしなかったときは、市長は、第三者の行為によって生じた助成事由に係る医療費の助成の額の限度において、その者から当該助成事由に係る医療費の助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から当該助成事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は医療費の助成を行った額の全部又は一部を返還させることができる。
(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 第5条に規定する医療証の交付手続その他の準備行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年12月5日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月24日条例第25号）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市義務教育就学児医療費助成条例第7条の規定は、平成21年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月1日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月14日条例第30号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月27日条例第10号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市義務教育就学児医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月12日条例第25号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月15日条例第55号）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市義務教育就学児医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の規定による申請の受付その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成29年2月24日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。